6　Summary

⑴　Administrators of public facilities : ENDOU Kimihiko, Director-General of Hokuriku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

⑵　Classification of the service to be produced : 41, 42

⑶　Subject matter of the contract : PFI-based design, construction and maintenance of the National Highway Route 116 Misaki-cho・Sinkou-cho Common-Use Cable Tunnel (BTO-scheme)

⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 6 October 2023

⑸　Time-limit for the submission of tenders : 1 December 2023

⑹　Contact point for the project : Contract Division, General Affairs Department, Hokuriku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 1―1―1, Misaki-cho, Chuo-Ward, Niigata City, Niigata Prefecture, No. 1 Niigata-Misaki Government Building, 950―8801, Japan TEL 025―280―8880

## 入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

令和５年９月８日

支出負担行為担当官

中部地方整備局長　佐藤　寿延

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　23

**○第１号**

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　令和５年度新丸山ダム国道418号７号橋仮橋工事（電子入札対象案件）（電子契約対象案件）

⑶　工事場所　岐阜県加茂郡八百津町潮見

⑷　工事内容　工事延長Ｌ＝120m、仮橋・仮桟橋工　１式

⑸　全体工期　契約締結日の翌日から令和７年３月28日まで

（但し、令和６年１月31日までに工事の始期を設定すること）

工事を施工しない日　設計図書のとおり

工事を施工しない時間帯　設計図書のとおり

本工事は、受注者が全体工期内で工事の始期及び終期を任意に設定することができるフレックス工期を採用した工事であり、前後余裕期間を設定している。

前余裕期間とは、契約の締結から工事の始期までの期間をいう。後余裕期間とは、受注者が柔軟な工期を設定するため、工期（実工期）の後に、工期（実工期）の一定割合を限度として加えた期間をいい、契約後においては実工期の一部に含まれ、監理技術者等の配置は要する。なお、実工期及び後余裕期間において、受注者が工事の終期を任意に設定することで期間を縮めることが出来る。

工事の始期までの前余裕期間内は、監理技術者等を配置することを要しない。また、前余裕期間の間は現場への資材の搬入や仮設物の設置等、現場での実際の工事のための準備は行ってはならないが、現場での作業を伴わない工事実施に向けての必要な以下に示す内業等はできる。

・資機材の手配（契約等）
・下請け業者との契約
・発注者との打合せ
・その他、発注者が認めたもの

なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

⑹　使用する主要な資機材　鋼材　約300ｔ

⑺　本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑻　本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、企業・技術者の能力等、品質確保のための体制、その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式（技術提案評価型Ｓ型）の試行工事である。

なお、上記取り組みの詳細については、国土交通省中部地方整備局　ホームページアドレス：https://www.cbr.mlit.go.jp/「整備局トップ」―「入札・契約情報」―「工事」―「総合評価運用ガイドライン等（工事関係）」に記載されているとおりである。

⑼　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の対象工事である。

⑽　本工事は、入札書及び技術提案書等の同時提出を行う工事である。

⑾　本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。

⑿　本工事は、施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取り組みを推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。

⒀　本工事は、完全週休２日を確保した施工を実施する試行の対象工事である。完全週休２日を確保出来た場合に工事成績評定点において評価する。

また、本工事の完成時に、完全週休２日取組認定証が発行された場合、今後、中部地方整備局で発注される総合評価の評価項目において加点対象とする工事である。なお、取組認定証は、対象期間中の全週間数に対して、休日対象日を現場閉所とした週間数の割合が70％を超えた場合に発行する。

また、提出された工程表が週休２日の取得を前提としていないなど、明らかに、受注者側に週休２日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて、工事成績評定実施要領の別紙様式第１における考査項目「７　法令遵守等」の「８　その他」の項目において、点数を減ずる措置を行うものとする。

⒁　本工事は、入札書提出期限前に発注者が一部の単価を公表する試行工事である。

⒂　本工事は、資料の提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

⒃　本工事は、段階的選抜方式における一次審査に係る申請書（以下「申請書」という。）及び段階的選抜方式における一次審査に係る技術資料（以下「簡易技術資料」という。）を提出した者のうち、一次審査の評価点が上位の者（以下「一次選抜者」という。）以外の競争参加者による入札を無効とする段階的選抜方式の工事である。

一次選抜者は、一次審査の評価点が上位５～10者程度とする。ただし、上位10者以上が同一評価点の場合は、それらの者を一次選抜者とする。

⒄　本工事は、競争参加者の資料作成及び発注者の技術審査に係る事務負担軽減を図るため、一次審査で提出する書類を申請書及び１枚の簡易技術資料のみとし、一次選抜者に対してのみ、簡易技術資料の根拠となる詳細技術資料の提出を求める、簡易確認型による試行の対象工事である。

⒅　総価契約単価合意方式の適用

①　本工事は、「総価契約単価合意方式」の対象工事である。本工事では、契約変更等における協議の円滑化に資するため、契約締結後に、受発注者間の協議により総価契約の内訳としての単価等について合意するものとする。

②　本方式の実施方式としては、

イ　単価個別合意方式（工事数量総括表の細別の単価（一式の場合は金額。ロにおいて同じ。）のそれぞれを算出した上で、当該単価について合意する方式）

ロ　包括的単価個別合意方式（工事数量総括表の細別の単価に請負代金比率を乗じて得た各金額について合意する方式）があり、受注者が選択するものとする。

ただし、受注者が単価個別合意方式を選択した場合において、①の協議の開始の日から14日以内に協議が整わないときは、包括的単価個別合意方式を適用するものとする。

③　受注者は、「包括的単価個別合意方式」を選択したときは、契約締結後14日以内に、「包括的単価個別合意方式希望書」（様式については中部地方整備局ホームページ（https://www.cbr.mlit.go.jp）「入札・契約情報」―「契約書様式」―「総価契約単価合意方式」参照）を提出するものとする。

④　その他本方式の実施手続は、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」によるものとする。